

小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱

令和3年2月25日

規程第22号

(設置)

第1条 小山広域保健衛生組合内管内の廃棄物減量化に関して、広く住民の意見を反映させた施策等の検討をするため、小山広域保健衛生組合廃棄物減量化推進検討会（以下「検討会」とする。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について審議し、提言するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理の基本方針に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関すること。
- (3) その他一般廃棄物処理に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 組合議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会長の職務等)

第6条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

第7条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の協議の上で決する。
- 4 検討会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、小山広域保健衛生組合建設政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。